

「東京河川改修促進連盟」の総会および促進大会について

東京都内の河川の氾濫、溢水による災害を防除し、住民の福祉を増進することを目的に結成された東京河川改修促進連盟の第59回総会および促進大会については、新型コロナウイルス感染症の感染予防ならびに感染拡大防止の観点から書面による開催となったので報告する。

なお、議題等の決議にあたり、理事である区長、議長ならびに会員である各区議会議員の「書面決議書」の提出が必要となる。

1. 日 時 令和3年6月28日（月）（書面開催）

2. 開催概要(案) (1) 総会(別紙1)

- ① 令和2年度事業報告および歳入歳出決算
- ② 会計監事報告
- ③ 令和3年度事業計画（案）および歳入歳出予算（案）
- ④ 東京都事業説明
 - ・河川事業説明（東京都建設局河川部）
 - ・下水道事業説明（東京都下水道局計画調整部）

(2) 促進大会（別紙1）

- ① 意見発表（大田区・立川市・調布市）
- ② 大会宣言（案）
- ③ 大会決議（案）

3. 書面決議書 6月下旬に理事ならびに会員（各区議会議員）に関係書類を配布する。
について 7月9日までに「書面決議書（別紙2）」を回収し、東京河川改修促進連盟事務局へ提出する。

[参考：連盟の構成]

- ・会 長：武蔵野市長
- ・副 会 長：千代田区長、多摩市長、清瀬市長
- ・会計監事：青梅市長、練馬区長
- ・会 員：14特別区、21市、2町、1村（計38区市町村）の首長、議長、区市町村議会議員

(案)

第 5 9 回

総 会 及 び 促 進 大 会

令和 3 年 6 月 2 8 日 (月)

書 面 開 催

東京河川改修促進連盟

目 次

第59回総会及び促進大会次第	P 1
令和2年度事業報告（認定第1号）	2
令和2年度歳入歳出決算（認定第2号）	4
会計監査報告	5
令和3年度事業計画（案）（議案第1号）	6
令和3年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）	8
大会宣言（案）	9
大会決議（案）	10
東京河川改修促進連盟規約	11

第59回総会及び促進大会次第

書 面 開 催

1 総 会

(1) 開 会

(2) 総会議長選出

(3) 議 事

ア 認定第1号 令和2年度事業報告

イ 認定第2号 令和2年度歳入歳出決算
会計監事報告

ウ 議案第1号 令和3年度事業計画（案）

エ 議案第2号 令和3年度歳入歳出予算（案）

(4) 東京都事業説明

ア 河川事業説明（東京都建設局河川部）

イ 下水道事業説明（東京都下水道局計画調整部）

2 促進大会

(1) 大会議長選出

(2) 意 見 発 表

A 千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区及び練馬区の代表

B 八王子市、立川市、青梅市、町田市、日野市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、瑞穂町、日の出町及び檜原市の代表

C 武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市の代表

(3) 大会宣言（案）

(4) 大会決議（案）

(5) 閉 会

認定第 1 号

令和 2 年度 事業報告

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い延期した事業

- 2.4.13（月） 第 1 回常任役員会（青梅市役所）延期 → 6.26 開催
 2.4.13（月） 理事会（青梅市役所）延期 → 7.8 書面開催へ
 2.5.21（木） 第 2 回常任役員会（青梅市役所）延期 → 中止へ
 2.5.21（木） 第 58 回総会及び促進大会（リッパースポール八王子）延期 → 8/28 書面開催へ

年月日	事業名	事業内容等
2.6.26 (金)	第 1 回 常任役員会	1 場 所 青梅市役所 2 出席者 会長、副会長、会計監事、前会計監事 副幹事長、専任幹事 3 議 題 (1) 令和元年度事業報告及び歳入歳出決算 (2) 令和元年度会計監査報告 (3) 令和 2 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案） (4) 令和 2 年度の分担金（案） (5) 大会宣言（案）・大会決議（案） (6) 令和 3 年度役員（案）
2.7.8 (水)	理事会	書面にて開催 1 議 題 (1) 令和元年度事業報告及び歳入歳出決算 (2) 令和 2 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案） (3) 令和 2 年度の分担金（案） (4) 大会宣言（案）・大会決議（案） (5) 令和 3 年度役員（案） 2 河川事業説明（東京都建設局河川部） 3 下水道事業説明（東京都下水道局計画調整部）
2.8.28 (金)	第 58 回総会 及び促進大会	書面にて開催 1 総 会 (1) 令和元年度事業報告及び歳入歳出決算 (2) 令和元年度会計監査報告 (3) 令和 2 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案） (4) 河川事業説明（東京都建設局河川部） (5) 下水道事業説明（東京都下水道局計画調整部） 2 促進大会 (1) 意見発表（3 団体） (2) 大会宣言 (3) 大会決議

認定第 1 号

年月日	事業名	事業内容等
2. 9. 30 (水)	第 1 回 役員区市幹事会	1 場 所 青梅市役所 2 出席者 副幹事長、専任幹事、役員区市幹事 3 議 題 (1) 令和 2 年度要望活動 (案) (2) 令和 3 年度の分担金 (案) (3) 令和 3 年度事業予定 (案)
2. 10. 28 (水)	要望活動 (各団体)	1 要望先 国会議員 国土交通省 (大臣以下関係者) 東京都議会議員 東京都 (東京都知事以下関係者) 2 要望者 会長 3 内 容 大会決議に基づく要望
2. 11. 12 (木)	治水事業促進 全国大会	1 場 所 砂防会館別館 (シェーンバッハ・サボー) 2 出席者 専任幹事、役員区市幹事 (次期会長武蔵野市) 3 内 容 (1) 意見発表 (2) 大会決議 (3) 予算要望活動
2. 12. 23 (水)	第 2 回 役員区市幹事会	1 場 所 青梅市役所 2 出席者 副幹事長、専任幹事、役員区市幹事 3 議 題 (1) 連盟規約について (2) 令和 3 年度事業計画 (案)
3. 1. 20 (水)	第 3 回 役員区市幹事会	書面にて開催 1 議 題 (1) 令和 2 年度事業報告 (2) 令和 3 年度事業計画 (案) (3) 第 59 回総会及び促進大会 (案)
3. 1. 27 (水)	幹事会	書面にて開催 1 議 題 (1) 令和 2 年度事業報告 (2) 令和 3 年度事業計画 (案) (3) 第 59 回総会及び促進大会 (案) 2 河川事業説明 (東京都建設局河川部) 3 下水道事業説明 (東京都下水道局計画調整部)

認定第2号

令和2年度 歳入歳出決算

1 歳入歳出決算

(単位：円)

歳入総額A	歳出総額B	歳入歳出差引残額C (A－B)	翌年度へ繰越D (＝C)
11, 170, 069	1, 030, 367	10, 139, 702	10, 139, 702

2 歳入

(単位：円)

科目	予算額	収入済額A	比較増減	内容説明
分担金	2, 761, 000	2, 761, 000	0	@110, 000×14区 @55, 000×21市 @22, 000×2町 @22, 000×1村
雑収入	1, 000	134	△ 866	預金利息（普通預金）
繰越金	8, 408, 935	8, 408, 935	0	
合 計	11, 170, 935	11, 170, 069	△ 866	

3 歳出

(単位：円)

科目	予算額	予算現額	支出済額B	不用額	内容説明
事業費	1, 950, 000	1, 950, 000	941, 570	1, 008, 430	
大会費	1, 750, 000	1, 750, 000	799, 476	950, 524	総会及び促進大会経費
活動費	200, 000	200, 000	142, 094	57, 906	理事会、幹事会等経費
事務費	200, 000	200, 000	88, 797	111, 203	
印刷製本費	100, 000	100, 000	28, 380	71, 620	要望書作成経費
通信運搬費	40, 000	40, 000	38, 750	1, 250	郵送料等通信経費
消耗品費	50, 000	50, 000	21, 667	28, 333	事務用品購入経費
連絡費	10, 000	10, 000	0	10, 000	事務連絡交通費等経費
予備費	9, 020, 935	9, 020, 935	0	9, 020, 935	
合 計	11, 170, 935	11, 170, 935	1, 030, 367	10, 140, 568	

会 計 監 査 報 告

東京河川改修促進連盟規約第8条第2項の規定に基づき、会長から監査に付された令和2年度歳入歳出決算を下記のとおり報告いたします。

記

1 令和2年度東京河川改修促進連盟歳入歳出決算

歳入決算額 11, 170, 069円

歳出決算額 1, 030, 367円

差 引 額 10, 139, 702円

- 2 本連盟の収支及び会計事務については、入金証拠書類、支払領収書等関係書類の閲覧、照合、帳簿記録の調査、責任者に対する質問による監査の結果、公正妥当なものと認められました。

令和3年 3月 31日

東京河川改修促進連盟会計監事

練馬区長 前川 燦

東久留米市長 並 木 克

令和 3 年度 事業計画（案）

年月日	事業名	事業内容等
令和 3 年 4 月 21 日 (水)	第 1 回 常任役員会	書面にて開催 1 議 題 (1) 令和 2 年度事業報告及び歳入歳出決算 (2) 令和 2 年度会計監査報告 (3) 令和 3 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案） (4) 令和 3 年度の分担金（案） (5) 大会宣言（案）・大会決議（案） (6) 令和 4 年度役員（案）
令和 3 年 5 月 6 日 (木)	理事会	書面にて開催 1 議 題 (1) 令和 2 年度事業報告及び歳入歳出決算 (2) 令和 2 年度会計監査報告 (3) 令和 3 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案） (4) 令和 3 年度の分担金（案） (5) 大会宣言（案）・大会決議（案） (6) 令和 4 年度役員（案） 2 河川事業説明（東京都建設局河川部） 3 下水道事業説明（東京都下水道局計画調整部）
令和 3 年 6 月 28 日 (月)	第 59 回総会 及び促進大会	書面にて開催 1 総 会 (1) 令和 2 年度事業報告及び歳入歳出決算 (2) 令和 2 年度会計監査報告 (3) 令和 3 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案） (4) 河川事業説明（東京都建設局河川部） (5) 下水道事業説明（東京都下水道局計画調整部） 2 促進大会 (1) 意見発表（3 団体） (2) 大会宣言 (3) 大会決議

議案第 1 号

年月日	事業名	事業内容等
令和 3 年 8 月下旬	第 1 回 役員区市幹事会	1 場 所 武蔵野市役所 2 出席者 副幹事長、専任幹事、役員区市幹事 3 議 題 (1) 令和 3 年度要望活動（案） (2) 令和 4 年度の分担金（案） (3) 令和 4 年度事業予定（案）
令和 3 年 11 月上旬	要望活動 (各団体)	1 要望先 国会議員 国土交通省（大臣以下関係者） 東京都議会議員 東京都（東京都知事以下関係者） 2 要望者 会長、副会長、会計監事 3 内 容 大会決議に基づく要望
令和 3 年 11 月下旬	治水事業促進 全国大会	1 場 所 砂防会館別館（シェーンバッハ・サボー） 2 出席者 専任幹事、役員区市幹事 3 内 容 (1) 意見発表 (2) 大会決議 (3) 予算要望活動
令和 4 年 1 月下旬	第 2 回 役員区市幹事会	1 場 所 武蔵野市役所 2 出席者 幹事長、副幹事長、専任幹事、役員区市幹事 3 議 題 (1) 令和 3 年度事業報告 (2) 令和 4 年度事業計画（案） (3) 第 60 回総会及び促進大会（案）
	幹事会	1 場 所 武蔵野市役所 2 出席者 幹事長、副幹事長、専任幹事、幹事 3 議 題 (1) 令和 3 年度事業報告 (2) 令和 4 年度事業計画（案） (3) 第 60 回総会及び促進大会（案） 4 河川事業説明（東京都建設局河川部） 5 下水道事業説明（東京都下水道局計画調整部）

（注）新型コロナウイルス感染症の状況により、開催手法が変更となる場合がございます。

議案第 2 号

令和 3 年度 歳入歳出予算（案）

1 歳入

（単位：円）

科目	令和 3 年度予算額	令和 2 年度予算額	比較増減	内容説明
分担金	0	2,761,000	△ 2,761,000	@110,000×14区（令和 2 年度） @55,000×21市（同上） @22,000×2町（同上） @22,000×1村（同上）
雑収入	1,000	1,000	0	預金利息（普通預金）
繰越金	10,139,702	8,408,935	1,730,767	
合 計	10,140,702	11,170,935	△ 1,030,233	

2 歳出

（単位：円）

科目	令和 3 年度予算額	令和 2 年度予算額	比較増減	内容説明
事業費	1,000,000	1,950,000	△ 950,000	
大会費	800,000	1,750,000	△ 950,000	総会及び促進大会経費
活動費	200,000	200,000	0	理事会、要望活動等経費
事務費	200,000	200,000	0	
印刷製本費	100,000	100,000	0	要望書作成経費
通信運搬費	40,000	40,000	0	郵送料等通信経費
消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品等購入経費
連絡費	10,000	10,000	0	事務連絡交通費等経費
予備費	8,940,702	9,020,935	△ 80,233	
合 計	10,140,702	11,170,935	△ 1,030,233	

大会宣言（案）

一昨年に発生した「令和元年東日本台風」は、記録的な豪雨により東日本各地で甚大な被害をもたらし、東京都においては、7河川で溢水するなど内水氾濫も合わせ、千棟を超える大規模な浸水被害が発生し、防災・減災対策の必要性を再認識させられたところである。

地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、今後も更なる降雨量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測され、災害リスクの増大への対策が求められている。このような状況下、全国の一級水系において、従来の河川管理者等が主体となっていく治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者の協働による流域治水対策への転換が進められているが、その中においても、河川や下水道等の管理者が行うハード対策は、治水対策の根幹であり、加速化と充実強化が必要である。

東京都では、平成24年11月に目標整備水準を、区部では時間最大75ミリ、多摩部では時間最大65ミリに引き上げ、いずれも年超過確率20分の1の降雨に対して、調節池等の整備を行うなど安全度の向上を図っている。

しかし、国の財政は依然として厳しい状況が続いており、被災地への対応や老朽化したインフラ更新等への支援はもとより、予防的な対策として加速度的に実施すべき河川整備や下水道整備に対する予算配分が十分になされていない。

厳しい財政状況下においても、治水対策に必要な財源を確保し、東京全域の河川改修や下水道整備を早期に実現し、安全で潤いがある豊かな生活環境を築くことこそ、本連盟が長年にわたり訴え続けてきた最重要課題であり優先すべき施策である。

ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区の14区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市の21市、瑞穂町、日の出町の2町及び檜原村の各地域住民は、その総意をもって、国会及び政府並びに東京都に対し、東京全域の河川改修の早期実施など、治水対策の促進を強く要望し、この実現に邁進するものである。

以上、宣言する。

令和3年6月28日

東京河川改修促進連盟促進大会

大 会 決 議 (案)

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 一 激甚化・頻発化する豪雨災害から都民の命と暮らしを守る総合的な治水事業の強力な推進
- 一 レベルアップした目標整備水準に対応した河川整備の早期実現
- 一 内水氾濫に対する下水道整備の推進
- 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備
- 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の強力な推進
- 一 都市河川改修及び下水道整備の更なる推進に必要な財源の確保及び増額

以上、決議する。

令和3年6月28日

東京河川改修促進連盟促進大会

東京河川改修促進連盟規約

(総則)

第1条 東京都内の河川の氾濫、溢水による災害を
防除して住民の福祉を増進するため、これら河川
改修事業の早期達成を要望し、その実現に協力す
ることを目的として東京河川改修促進連盟（以下
「連盟」という。）を結成する。

(事業)

第2条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の
事業を行う。

- (1) 政府、国会及び関係当局への請願または陳情
- (2) 河川改修事業を促進するため必要な事業

(会員)

第3条 連盟は、第1条の目的に賛同する特別区、
市、町及び村により組織し、組織する団体の長及
び議会議員をもって会員とする。

(役員)

第4条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 3 名
- (3) 会 計 監 事 2 名
- (4) 理 事 若 干 名

(会長)

第5条 会長は理事の互選とする。

2 会長は会務を総理し、連盟を代表する。

(副会長)

第6条 副会長は、理事の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき
は、会長があらかじめ指名する順位により会長の
職務を代理する。

(理事)

第7条 理事は、組織する団体の長及び議会議長の
職にある者をもって充てる。

(会計監事)

第8条 会計監事は、理事の互選とする。

2 会計監事は、連盟の経理を監査する。

(会長等の任期)

第9条 会長、副会長及び会計監事の任期は、1年と
し、再任をさまたげない。

2 任期に定めのある役員に欠員を生じたときは直
ちに補充し、その者の任期は、前任者の残任期間
とする。

3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を
行うものとする。ただし、前任者が理事でなくな
った場合はこの限りでない。

(顧問)

第10条 連盟に顧問を置くことができる。

2 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱する。

3 顧問は、連盟の総会及び理事会に出席して意見
を述べることができる。

(職員)

第11条 連盟は、主たる事務局に次の職員を置き、
会長が連盟を組織する団体に勤務する職員の中か
ら任免する。

- (1) 幹 事 長 1 名
- (2) 副 幹 事 長 1 名
- (3) 専 任 幹 事 1 名
- (4) 書 記 長 1 名
- (5) 書 記 1 名

2 幹事長、副幹事長及び専任幹事は、会長及び
副会長、会計監事の命を受けて庶務を掌理する。

3 書記長及び書記は、幹事長、副幹事長の命を
受けて庶務に従事する。

4 連盟は、従たる事務局に次の職員を置き、連
盟を組織する各団体の長が任免する。

- (1) 常 任 幹 事 1 名
- (2) 幹 事 1 名
- (3) 書 記 1 名

(総会)

第12条 会長は、年1回以上総会を開催し、次の
事項を決議する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 予算及び決算を承認すること
- (3) その他、連盟に関し重要な事項

(理事会)

第13条 会長は、理事会を開催し、次の事項を議決
する。

- (1) 規約を改正すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決を要するもので、緊急を要し会
長において総会を招集するいとまがないと認
めた事項

ただし、この場合には、事後の総会に報告し、
その承認を得なければならない。

- (5) その他、会長において必要と認めた事項

(会議)

第14条 総会及び理事会（以下「会議」という。）
の議長は、会長をもって充てる。

2 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、
可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任役員会)

第15条 常任役員会は、会長、副会長及び会計監事
により構成し、会長が招集する。

2 常任役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 陳情活動等について
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

(会計)

第16条 連盟の経費は、連盟を組織する団体の分
担金及び寄附金並びにその他の収入をもって充
てる。

2 分担金の額及び納入の期限は、理事会におい
て決定する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3
月31日に終わる。

(事務局)

第17条 連盟は、主たる事務局を会長の属する団
体の役所内に、従たる事務局を連盟を組織する
各団体の役所内に置く。

第18条 この規約に定めるもののほか、連盟の運
営に関し必要な事項は会長が定める。

第19条 この規約は、昭和50年7月4日から施
行する。

附 則

この規約は、平成3年7月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

書 面 決 議 書 (案)

令和 3 年 度 第 5 9 回 東 京 河 川 改 修 促 進 連 盟 総 会 お よ び 促 進 大 会
(書面決議)における議題等について、下記のとおり議決権を行使します。

議 題	認 否	否 認 さ れ る 理 由
【認定第1号】 令和2年度事業報告	認 ・ 否	
【認定第2号】 令和2年度歳入歳出決算	認 ・ 否	
【議案第1号】 令和3年度事業計画(案)	認 ・ 否	
【議案第2号】 令和3年度歳入歳出予算(案)	認 ・ 否	
大会宣言(案)	認 ・ 否	
大会決議(案)	認 ・ 否	

認または否に○をしてください。

令和 3 年 月 日

品川区議会議員

氏 名 (印)

(※署名または記名押印をお願いいたします。)